

中小企業振興会館新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

改定 令和3年2月27日
名古屋市経済局産業労働部産業企画課

本市の「市有施設の開館に向けたガイドライン」及び「市が主催する催物（イベント等）に係るガイドライン」並びに当地域の感染状況等を踏まえ、中小企業振興会館について、本ガイドラインに従って適切な感染防止対策等を講じたうえで、開館する。なお、本ガイドラインを順守しない使用者（主催者）に対しては、使用を許可しないことができるものとする。

- ・本ガイドラインは当面の間運用することとし、国等の動向を踏まえ適宜更新等を行う。また、運用終了時期は、当地域の感染状況等を踏まえ、総合的に判断する。
- ・催物の開催について、人数上限及び収容率要件は別紙1に掲げるとおりとするとともに、催物開催に当たっては、国及び愛知県の示す「イベント開催時の必要な感染防止策（別紙2）」に留意すること。

なお、愛知県厳重警戒措置による営業時間短縮に係る対応は以下のとおり取り扱うこととする。

【3月1日から3月14日までに開催される催物について】

ガイドライン改定後の新規申込については、施設の利用は21時までとする。ただし、ガイドライン改定前に申込された利用については、21時までの営業時間短縮の働きかけにできるだけ協力すること。

1 使用者（主催者）が順守する事項

(1) 3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止

ア 密閉とならないよう、窓・扉を開放することによる音漏れ等、周辺環境への配慮も行いながら、厚生労働省の示す方法に従い、可能な限り定期的に窓・扉の開放による換気を行う。

※運用方法については、施設管理者と調整を行うこと。

イ 密集とならないよう、以下の事項に取り組むこと。

A) 展示会等で使用する場合

- ・参加人数（主催者を含め同時参加人数とする）は、国及び愛知県が示す「催物の開催制限」に従う。なお、全国的なイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントを予定する場合は、内閣官房事務連絡（令和2年7月8日付）及び「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」に基づき、そのイベントの開催要件等について、愛知県に事前に相談すること。
- ・出入口等で入場人数をカウントするなど、入場者数の管理を行う。

- ・入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等を講じる。
- B) 集会・会議等で使用する場合
 - ・参加人数（主催者を含め同時参加人数とする）は、国及び愛知県が示す「催物の開催制限」に従う。なお、全国的なイベントを予定する場合は、内閣官房事務連絡（令和2年7月8日付）及び「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」に基づき、そのイベントの開催要件等について、愛知県に事前に相談すること。
 - ・座席指定とするなど参加人数の管理を行う。
 - ・入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保）を講じる。
- ウ 密接とならないよう、以下の事項に取り組むこと。
 - A) 大声での発声、歌唱、声援など感染リスクの高い行為が伴うイベントは行わない。
 - B) 携帯用拡声器等を活用し、大声での誘導、アナウンスを行わない。
 - C) 商談コーナー等、対面会話が行われる場では、2 m以上距離をとるか、アクリルボード設置等の飛沫防止措置を行う。
 - D) 飲食スペースを設ける場合は、座席の間隔を空け（1 m、できれば2 m）真正面での飲食とならないように椅子等を配置する。

(2) 発熱者等の施設への入場防止

- ア 感染者が出た場合の追跡調査のため、来場者・出展者・設営スタッフ等、場内に入る人の連絡先を可能な限り把握するほか、来場者に対し、接触確認アプリ（COCOA）の活用を促す。
- イ 施設が貸し出すサーモカメラや非接触型体温計を活用して来場者・出展者・設営スタッフ等の検温を行い、発熱者や体調不良の方がいた際は、入場しないよう要請する。
- ウ 感染者による施設の利用が明らかになった場合には速やかに保健センター、施設管理者等に連絡をとり、感染追跡調査等の実施に協力する。
- エ 以下に該当するスタッフは従事させない。
 - A) 発熱や咳、倦怠感など体調不良のある人
 - B) 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人
 - C) 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人及び過去2週間以内に同様の症状のある人との接触歴がある人
 - D) その他、新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある人

(3) 飛沫防止、接触感染の防止

- ア スタッフの手洗い、手指の消毒、マスクの常時着用等、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底するとともに、休憩や食事の分散を図る。なお、不特定多数の人が触れる「ドアノブ、電気、電話」の3つのDをはじめとする高頻度接

触部位については特に、除菌及び接触後の手洗いを励行するよう、周知に努める。

イ 会場出入口及び施設内に消毒設備を設置する。

ウ 会場内で不特定多数の人が触れる箇所を定期的かつ終了後に消毒する。

(4) その他

ア 国や愛知県の指針及び当ガイドラインに定めるほかは、業種ごとの感染防止予防ガイドラインを踏まえ、感染拡大防止のための取り組みを適切に行う。

イ 「2 来場者の順守する事項」について来場者に周知徹底する。順守しない来場者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制（人員を配置する等）を整備する。

ウ 感染者が出たときの緊急体制（保健センター、指定管理者等への連絡体制等）を構築する。

2 来場者の順守する事項

ア 使用者（主催者）からの連絡先の聞き取りに協力する。また、接触確認アプリ（COCOA）を積極的に活用する。

イ 以下に該当する場合は来場しないこと。

A) 発熱や咳、倦怠感など体調不良のある人

B) 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人

C) 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人及び過去2週間以内に同様の症状のある人との接触歴がある人

D) その他、新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある人

ウ 手洗い、手指の消毒、マスクの常時着用等、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底する。

エ 大声での会話等、感染リスクの高い行為を避ける。

オ イベントの前後や休憩時間においても三密（密集、密接、密閉）の環境を避けるほか、食事等での感染防止を徹底する。

カ 感染が明らかになった場合又は感染者と接触した可能性がある場合には、保健センター等の実施する感染追跡調査等に協力する。

キ その他、主催者の行う感染拡大防止のための取り組みに従うこと。

3 施設管理者（指定管理者）の行う事項

ア 職員の体調管理や手洗い、手指の消毒、マスクの着用等の「新しい生活様式」に基づく行動を徹底する。

イ 不特定多数の人が触れる「ドアノブ、電気、電話」の3つのDをはじめとする高頻度接触部位については、除菌及び接触後の手洗いによる接触感染防止に努める。

ウ 厚生労働省の推奨する方法により、施設内の換気を徹底する。

- エ 施設入口、受付窓口やトイレ等の共用部に消毒設備やアクリルボード設置等を行う。
- オ トイレについては感染リスクが比較的高いと考えられるため、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する、ハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置するなど、飛散防止措置を行う。
- カ サーモカメラ（市が備品として貸与）、非接触型体温計を使用者に無償貸与する（測定は使用者の責任にて行う）。
- キ 使用後の会場や不特定多数の人が触れる箇所を消毒する。
- ク 休憩所等のベンチ等は、間隔を空け（1m、できれば2m）配置する。
- ケ 施設内のレストラン・食堂は、対面での飲食とならないように椅子等を配置する。
 - ※指定管理者の管理外のレストラン・食堂に関しては市から直接指示する。
- コ 感染者による施設の利用が明らかになった場合には、速やかに保健センター等に連絡を取り、感染追跡調査等に協力するとともに、各施設内の消毒作業など必要な措置について助言を受けるものとする。
- サ 「1 使用者（主催者）が順守する事項」について、別紙「確認書」を提出させるなどをして、使用者に徹底する。
- シ 使用者が「1 使用者（主催者）が順守する事項」を順守しなかった場合は、速やかに市へ報告する。
- ス 「2 来場者の順守する事項」を施設入口など共用部に掲示し、周知徹底する。
- セ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、感染拡大防止のための取り組みを適切に行う。